

意見書案第 5 号

女性天皇を正面から議論することを求める意見書の提出について  
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 1 9 日

|     |         |   |   |   |   |
|-----|---------|---|---|---|---|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 山 | 岡 | 光 | 広 |
| 賛成者 | 同       | 岡 | 田 | 重 | 美 |
| 同   | 同       | 西 | 山 |   | 実 |

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

## 女性天皇を正面から議論することを求める意見書

日本国憲法は、第一条で「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と記されている。この規定に照らせば、多様な性をもつ人々によって構成されている日本国民の「統合の象徴」である天皇を男性に限定する合理的根拠はどこにもない。女性だから天皇になれないというのは、男女平等を掲げる憲法の精神に反する。女性天皇を認めることは、憲法の条項とその精神に照らしても合理的理由がある。

衆参両院の正副議長が皇位継承のあり方に関する全体会議で、皇族数の確保策にむけた「立法府の総意」を取りまとめ、総理に提出。高市総理は、これにもとづき、皇室典範の改定案を今国会に提案しようとしているが、国民的議論抜きに立法作業にすすむのは、問題である。「とりまとめ」は、皇族数の確保策として、①女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持する、②戦後に皇籍を離れた旧宮家の男系男子を皇族の養子に迎えるという2案を了とし、これをもとにした法制化を求めている。

重大な問題は、天皇は男系男子によって継承されるべきだということが「不動の原則」になっている点である。これは先に述べた憲法の精神に反する。

象徴天皇を維持していくためには、幅広い合意形成が必要である。憲法学者や有識者、国民の意見を直接聞くことも必要である。

よって、皇位継承の問題を拙速に決めるのではなく、憲法の精神に立って、女性天皇を正面から議論することが求められている。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

甲賀市議会議長 戎脇 浩

内閣総理大臣

衆議院議長

あて

参議院議長

意見書案第 6 号

殺傷武器輸出の全面解禁に反対し、閣議決定の撤回を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 1 9 日

|     |         |   |   |     |
|-----|---------|---|---|-----|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 西 | 山 | 実   |
| 賛成者 | 同       | 山 | 岡 | 光 広 |
| 同   | 同       | 岡 | 田 | 重 美 |

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

## 殺傷武器輸出の全面解禁に反対し、閣議決定の撤回を求める意見書

高市政権は4月21日、「防衛装備移転三原則」とその運用指針の改定を強行した。国会決議によって国是としてきた原則を、国会での議論もなく、時の政権の一方的決定で投げ捨てることは議会制民主主義を踏みにじるものである。

そもそも武器輸出禁止は、1976年、三木内閣が「平和国家としての立場」「国際紛争の助長回避」を理由に宣言し、1981年の衆参本会議で武器輸出全面禁止を全会一致で決議し、国是としてきた。2014年に安倍政権が、武器輸出「原則禁止」を「原則可能」とする「防衛装備移転三原則」へと変更させたが、それでも殺傷武器輸出については「5類型」を設けざるを得なかった。今回の政府の決定は、この最後の「制約」さえも取り払うものである。

これまで完成品の武器輸出を非殺傷目的の救難・輸送・警戒・監視・掃海の「5類型」に限定してきたものが、殺傷武器輸出の全面解禁により、戦闘機や艦艇、長射程ミサイルなどの輸出が可能となる。輸出先についても、国家安全保障会議（NSC）が個別の案件ごとに輸出を認め、紛争当事国であっても「特段の事情」があると判断すれば輸出可能となる。

殺傷武器の輸出を全面的に解禁すれば、輸出した殺傷武器により人々の命が奪われるような事態になりかねない。日本を「国際紛争助長国家」「死の商人国家」へと大変質させるものである。

共同通信世論調査で、殺傷能力のある武器輸出解禁に反対が57.2%と、賛成の37.1%を大きく上回っている。

日本は国際紛争を助長するのではなく、日本国憲法に基づく「平和国家」としての行動を示すべきである。

よって、国においては、憲法の平和主義に反する殺傷兵器の輸出を解禁することのないよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

甲賀市議会議長 戎脇 浩

内閣総理大臣  
経済産業大臣  
防衛大臣

あて

意見書案第 7 号

介護保険制度改正の中止を求める意見書の提出について  
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 1 9 日

|     |         |   |   |   |   |
|-----|---------|---|---|---|---|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 岡 | 田 | 重 | 美 |
| 賛成者 | 同       | 山 | 岡 | 光 | 広 |
| 同   | 同       | 西 | 山 |   | 実 |

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

## 介護保険制度改正の中止を求める意見書

政府は今国会に「社会福祉法等の一部を改正する法律案」を提出したが、その中で介護保険制度の改正が行われようとしている。

改正案は中山間地や人口減少地域を対象に、介護施設の人員配置基準を緩和する「特定地域サービス」を創設するとしているが、「特定地域」は市町村単位に限定されず、大都市部の高齢者人口が減少している地域なども該当となり、広範な地域で職員の配置基準などの規制が緩和され、介護保険法の「全国一律のサービスを提供する」という原則を掘り崩しかねない。

看過できないのは、「特定地域居宅サービス等事業」の創設である。特定地域において、要介護1～5の認定者に対する在宅サービスを保険給付から外し、市町村が行う「地域支援事業」へ移行させるという。衆院の参考人質疑では「給付の権利を外し、社会保険の原則を破壊する」「地域でサービスが違うのは保険としてあってはならない」として、要介護や要支援の人に必要な保険給付を行うとした同法違反を指摘する声も出た。

また、住宅型有料老人ホームに限定して、入居者を対象とするケアプラン作成に自己負担導入も検討されているが、利用するサービス、住む場所によってケアプランの自己負担の取り扱いが変わることになる。自己負担が実施されれば、次の見直しによる居宅介護支援のケアプラン作成の有料化に道を開くことになりかねない。

政府提案の介護保険制度改正案は、崩壊と格差を追認し、全国一律の給付という社会保険の原則を壊すものである。

よって、今回の介護保険制度の改正について中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

甲賀市議会議長 戎脇 浩

内閣総理大臣

厚生労働大臣

あて

財務大臣

意見書案第 8 号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求め  
る意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 1 9 日

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 小 倉 剛   |
| 賛成者 | 同       | 奥 村 則 夫 |
| 同   | 同       | 富 増 力 章 |

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

## 皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書

皇室は、わが国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、わが国の国柄の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的課題である。

政府においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各会派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、わが国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、

- ①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること。ただし、その配偶者と子は皇族としないこと。
- ②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること。

この二案が示されており、これらはすでに多くの党・会派において共有可能な論点となっている。

よって、当議会は、国会および政府に対し、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな議論を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年      月      日

甲賀市議会議長 戎脇 浩

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

内閣官房長官

意見書案第 9 号

学校教育における政治的中立性の確保及び校外学習等の安全管理の徹底を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 1 9 日

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 中 島 裕 介 |
| 賛成者 | 同       | 田 中 喜 克 |
| 同   | 同       | 奥 村 則 夫 |

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

## 学校教育における政治的中立性の確保及び校外学習等の安全管理の徹底を求める意見書

令和8年3月、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒及び船長が亡くなる痛ましい事故が発生した。

この事故を受け、文部科学省は校外活動の安全確保について通知を発出し、調査結果でも教育活動における安全管理体制等の課題が指摘されている。学校教育において、平和や人権、歴史、国際理解などを学び、多様な視点から考え判断する力を育むことは重要である。

ただ一方で、教育基本法第14条は政治的教養を育む教育を尊重する一方、学校における政治的中立性の確保を求めている。また、教育活動は児童生徒の生命及び身体の安全確保を最優先として実施されなければならない。

特に修学旅行や校外学習は、保護者が学校を信頼して子どもを託す教育活動であり、十分な安全確認と説明責任が必要であり、近年、体験型学習や校外活動が多様化する中、安全管理体制の強化と教育活動の適正な実施が一層求められている。

よって国におかれては、学校教育における政治的中立性の確保と校外学習等の安全管理の徹底を図るため、下記の事項について必要な措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 修学旅行及び校外学習における安全管理基準を点検し、危機管理体制の強化を図ること。
2. 船舶利用その他高い安全管理が求められる校外活動については、事前調査、危険予知、安全確認、緊急時対応及び事業者選定の適正化を図るとともに、安全確保に関するガイドラインの充実を図ること。
3. 校外学習等における教育目的、活動内容、安全対策及び関係団体との関わりについて、保護者への説明責任及び情報提供の充実を図ること。
4. 学校教育における政治的中立性の確保について、教育基本法第14条の趣旨に基づく指導及び周知を徹底すること。
5. 平和教育、主権者教育、歴史教育その他社会的課題を扱う教育活動においては、特定の立場に偏ることなく、多面的・多角的な視点から学ぶことができる教育環境の充実を図り、児童生徒が自ら考え判断する力を育む教育を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

甲賀市議会議長 戎脇 浩

衆議院議長  
参議院議長  
文部科学大臣  
あて

意見書案第 10 号

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書の  
提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 19 日

|     |         |    |    |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 堀  | 郁子 |
| 賛成者 | 同       | 木村 | 眞雄 |

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

## すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国および地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところである。

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度は未だ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国においては、すべてのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

### 記

一、ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。

一、ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。

一、地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

一、ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

甲賀市議会議長 戎 脇 浩

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣

厚生労働大臣

あて

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

財務大臣

意見書案第 11 号

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書の提出について  
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 19 日

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 木村真雄 |
| 賛成者 | 同       | 堀郁子  |

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

## 住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書

「住まい」は社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラである。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけている。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化している。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないと言いき難い。

よって、国においては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

### 記

一、低所得者や子育て世帯を対象とした新たな「住宅手当」制度を創設すること。あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引き上げを図ること。

一、居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。

一、高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、ＩｏＴ技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。

一、ＵＲ賃貸住宅や公営住宅の空き住戸をＮＰＯ法人等に定期借家・低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。

一、生活保護の住宅扶助基準額を現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　　月　　日

甲賀市議会議長 戎脇 浩

内閣総理大臣

国土交通大臣

厚生労働大臣

財務大臣

あて

意見書案第 12 号

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書の提出について  
別紙のとおり意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 19 日

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 甲賀市議会議員 | 木村真雄 |
| 賛成者 | 同       | 堀郁子  |

甲賀市議会議長 戎 脇 浩 殿

## ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3箇所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 一、医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化すること。
- 一、ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 一、ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 一、ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

甲賀市議会議長 戎脇 浩

内閣総理大臣

厚生労働大臣

あて

内閣府特命担当大臣（こども政策）